

ひょうご新商品調達認定制度

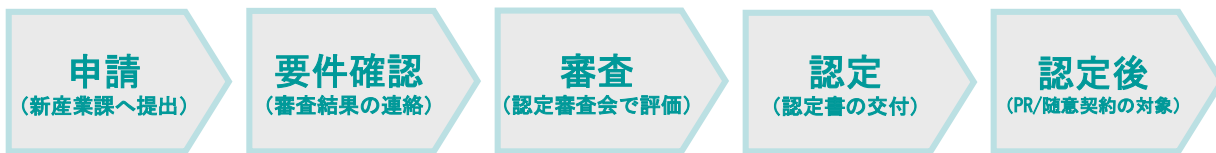
兵庫県では、県内中小企業者が生産・提供する新規性、独創性のある商品・役務を、「ひょうご新商品」として認定し、商品・役務に信用力を付与することにより、販路開拓を支援しています。このたび、令和5年度の募集を開始します。



募集期間

令和5年11月1日(水)～令和5年12月15日(金)

認定の流れ



募集の概要

申請者の要件	県内に事業所を有し、新商品の生産又は新役務の提供を行う中小企業者
新商品・新役務の要件	<ul style="list-style-type: none">・県の機関で購入可能かつ用途が見込まれるもの (※食品、医薬品、医薬部外品及び化粧品並び製造の請負は除きます。)・販売開始後概ね5年以内であること・新規性、先進性、独自性が認められるもの・品質、安全性の基準を満たしていること 等
認定期間	認定後3年間

お問い合わせ先

兵庫県 産業労働部 新産業課

〒650-8567

兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10-1 (1号館6階)

TEL: 078-341-3054(代表)内線3640 FAX: 078-362-4273

e-mail: shinsangyo@pref.hyogo.lg.jp

ひょうご新商品

検索

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/sr10/shinshohin/index.html>

申請様式や制度の詳細についてはホームページをご覧ください。